

第4回 高知県 県・市町村 国民健康保険事業 運営検討協議会 概要

○開催日時

平成 29 年 8 月 31 日（木）

13 時開会、15 時閉会

○出席者

高知市長、安芸市長、南国市長、須崎市長、四万十市長、東洋町長、土佐町長、佐川町長、大月副町長（代理）、県国保連合会常務理事、県健康政策部長

○概要

議題 1 「国民健康保険事業費納付金」の算定方法等に関する事

(1) : 医療費水準の反映の程度 (α の値) について

⇒資料 1 及び資料 2 に基づき、県より説明のうえ協議の結果、提案どおり医療費水準を全て反映 ($\alpha = 1$) を基本とする。

(2) : 所得水準の反映 (β) の程度等について (β 及び賦課割合について)

⇒資料 1 及び資料 2 に基づき、県より説明のうえ協議の結果、提案どおり「所得係数 $\beta =$ 県平均の 1 人あたり所得 \div 全国平均の 1 人あたり所得」を用いることを基本とし、応益割の内訳は法定割合である「均等割 : 平等割 = 35 : 15」を基本とする。

(3) : 激変緩和措置について

⇒資料 1 及び資料 2 に基づき、県より説明のうえ協議の結果、提案どおり

- ・ 激変緩和の丈比べは納付金ベース (d) で行う。
- ・ 丈比べの基準値の算出には確定額を用いる。
- ・ 丈比べの基準値の算出には 2 年平均値を用いる (医療分のみ)。
- ・ 「自然増等」は、改革前と後の「1 人あたり納付金額 (d) の伸び率」とする。
- ・ 「許容範囲」は 1 % を基本とする。

(4) : 高額な医療費の共同負担の実施の有無について

⇒資料 1 に基づき、県より説明のうえ協議の結果、提案どおり特別高額医療費 (レセプト 1 件 420 万円超のうち 200 万円超部分) の共同負担を行う。

議題 2 「国民健康保険財政安定化基金」に関する事

⇒資料 1 に基づき、県より説明のうえ協議の結果、提案どおり

- ・ 交付要件「特別な事情」は「災害、地域産業に打撃など、予算編成時に見込めなかった事情により、被保険者の生活等に影響を与え、収納率が低下した場合」とする。具体的な判断を要する内容のものが発生した場合は、県が市町村からの協議により検討する。
- ・ 市町村への財政安定化基金の交付額については、「基金残高の範囲内で収納不足額の原則 1/2」とする。
- ・ 市町村補填分については、当該交付を受けた市町村が補填する。
- ・ 収納額の低下により財源不足となった場合に、市町村の申請に基づき、県が貸付額を決定する。貸付額は、「不足見込み額の 1.1 倍」とする。

議題3 赤字の解消・削減に関すること

⇒資料1に基づき、県より説明のうえ協議の結果、提案どおり

- ・ 解消・削減すべき赤字の定義は、厚労省の定義通り、「決算補填等目的の法定外一般会計繰入額」と「繰上充用金の増加額」の合算額とする。
- ・ 解消・削減すべき赤字を有する市町村は、医療費水準、国保料税率の設定、収納率等、赤字となった要因分析を行うとともに解消のための必要な対策について整理し、赤字解消・削減の取組や目標年次等を設定した赤字解消計画を策定する。
- ・ 赤字解消の目標期間は、5年を基本とする。

議題4 『高知県国民健康保険運営方針（原案）』に関すること

⇒高知県国民健康保険運営方針（原案）及び高知県国民健康保険運営方針（原案）概要版に基づき、県より説明のうえ協議の結果、高知県国民健康保険運営方針（原案）の内容は提案のとおりとする。

なお、主な意見等は以下のとおり。

◆議題1(3)激変緩和措置について

○激変緩和措置の期間についてはどのように考えているか。

- ⇒・国の考え方では6年となっているが、本県において激変緩和措置を6年で終了するかどうかは、その時点の状況によって、市町村と協議をしたい。
- ・ 被保険者の方に制度改革についての周知を行い、浸透した段階で議論をしたいと考えている。
 - ・ 国民健康保険運営方針は3カ年で策定するので、その期間の中で再度議論したい。

◆議題2 「国民健康保険財政安定化基金」に関することについて

○医療費推計等の見込み違い等により県の特別会計が黒字になった場合の処理はどのようになっているのか。

- ⇒・黒字になった場合は翌年度に繰り越し、翌年度の納付金で調整するが、全額調整するかどうかは改めて協議をしたい。
- ・ 赤字になった場合は基金から県が貸付を受け、翌々年度以降3カ年で基金へ返還する。その場合は市町村の納付金に加算することになるので、できるだけ給付の見込みの誤りがないようにしたい。

○災害が発生した際に交付分の一部を負担するという債務を負うと、市町村としては、一般税の税収も減少するので、立ち直ることが難しい。

- ⇒・災害の際に減免した場合は規模が大きければ国の特別調整交付金の中に減免額に対する措置分があるので、一定額は措置される。

◆議題3 赤字の解消・削減に関することについて

○解消・削減すべき赤字に含まれない「決算補填等以外の目的の法定外一般会計繰入額」の中に基金への積立があるが、これは赤字補填と同じ意味合いになるのではないか。

⇒・厚労省の解消・削減すべき赤字の定義に基づくと基金への積立は許容されているが、考え方について再度厚労省に確認をして整理をさせていただきたい。

○保険料引き下げのための一般会計からの繰入自体は禁止されたわけではないのか。

⇒・禁止はされていないが、赤字補填等を目的としたものは、5年を基本として解消していただきたい。ただ5年あくまで基本なので、市町村の実態に応じて5年から延長・短縮した期間を設定して赤字解消を目指していただきたい。運営方針策定後、県から対象市町村に赤字解消計画作成の依頼をして、年度内に赤字解消計画を作成していただくよう考えている。

○保険料引き下げのための一般会計からの繰入をしていた場合は、それを0にすることも赤字解消計画に含まれるのか。

⇒・そういうことになる。解消のためには、拡充された公費を充てる、収納対策により収納率を上げていく等の方策があると思うが、市町村の実態に応じて、こういう方策により法定外繰入を減らしていくという形の赤字解消計画を作成していただきたい。

◆議題4『高知県国民健康保険運営方針(原案)』に関することについて

○ジェネリック医薬品の勧奨について、県の考え方は。

⇒・ジェネリック医薬品の使用を強制することはできないので、自主的に使用していただくことになる。個々の自己負担額だけでなく、医療費全体が増えれば保険料の上昇につながるということを被保険者に周知することにより、ジェネリック医薬品の使用の勧奨を図っていただきたい。

○高知家健康パスポート事業について、ICT、特にマイナンバーカードを活用して、健康づくりを行う個人へのインセンティブの提供を図ることは検討できないか。

⇒・スマートフォンを利用して、ポイントの付与や特典を受けられる仕組みの構築については検討しているが、一方で、シールをもらって貼るのがよいという意見もある。経費の面も併せて検討したい。マイナンバーカードの活用については、ご意見として持ち帰らせていただく。